

長野原町告示第 109 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

なお、変更の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果が認証された日から生ずる。

平成23年6月10日

長野原町長

菅山 欣也

変更調書

大字	字	地 番					
与喜屋	虻籠	503の2	513の3	514	乙515	518の3	518の4
		519の3	519の4	523の3	524の3	524の4	
		525の3から525の5まで		564の4	564の5	565の5	569の7

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字与喜屋に変更する。

大字	字	地 番				
与喜屋	虻籠	599の3	601の3	602の4	602の5	603の3
	処舟々窪	1124の13	1124の16	1124の54		
	堂光原	1172の35				
	所舟大持塚	乙1173				

上記区域を大字与喜屋字所舟に変更する。

大字	字	地 番
与喜屋	山岸八幡山	609

上記区域を大字与喜屋字山岸に変更する。

変更理由書

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、字界の特定が不明瞭になった部分を整理するため、字の区域を変更するものである。